

【追加資料】

国立工芸館  
令和2年9月

## 新型コロナウイルス感染対策に関する取組について

請負者が決定した場合は、公益財団法人日本博物館協会が作成した「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を基に業務従事者に対する対策方法を発注者と協議の上、実施し、対応方法等について書面等で提出するものとする。

日本博物館協会ガイドラインは次を参照ください。

[https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam\\_covid\\_guideline\\_20200525.pdf](https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20200525.pdf)